

社団法人大阪建設業協会定款

昭和50年	11月	1日	施行
昭和56年	2月	24日	一部改正
平成元年	4月	1日	〃
平成4年	2月	25日	〃
平成11年	4月	9日	〃
平成12年	4月	4日	〃
平成14年	3月	26日	〃
平成19年	3月	28日	〃
平成23年	3月	11日	〃

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人大阪建設業協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大阪府中央区北浜東1番30号（大阪建設会館内）に置く。

(目 的)

第3条 本会は、土木建築に関する諸問題を調査研究し、技術の向上及び経営の合理化を推進して、建設業の健全な発展をはかり、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、大阪府下において次の事業を行う。

- (1) 技術及び経営の進歩改善に関する調査研究。
- (2) 建設業に関する知識の啓蒙。
- (3) 建設業に関係ある事項について、官公庁、経営者団体等との連絡協調。
- (4) 機関誌の発行並びに建設業に関する情報、資料の蒐集及び配布。
- (5) 建設業に関する相談並びに指導。
- (6) 研究会、講演会及び懇談会等の開催。
- (7) その他本会の目的を達成するための必要な事業。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

正 会 員 本会の目的に賛同し、大阪府内に本店、支店等の営業所を有する土木工事業、建築工事業又はその双方を営む法人。

賛助会員 本会の目的に協賛する法人。

(入 会)

第6条 本会の会員となるには、別に設ける入会選考委員会の承認を得なければならない。

2 入会しようとするときは、入会申込書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、次の各号の1に該当したときは退会となる。

(1) 第5条に規定する資格を欠いたとき。

(2) 退会の届出をしたとき。

2 会員が退会しようとするときは、書面をもって会長に届出なければならない。

(除 名)

第9条 会員が、次の各号の1に該当したときは、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) 本会の名誉を毀損し又は秩序を乱したとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において文書又は口頭のいずれかにより、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会又は除名された会員がすでに納入した入会金、会費その他会員としての義務に基づく抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員、評議員、相談役、顧問及び参与

(役員の種類)

第11条 本会に、次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 2名以内

理 事 11名以上16名以内(会長、副会長を含む)

監 事 3名以内

2 前項の役員のほかに、専務理事1名、常務理事1名をおくことができる。

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において正会員である法人の役員又は役員に代わる者として届け出があった者の中からこれを選任する。

但し、監事のうち1名は、建設業界関係者以外の者から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選によって選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 専務理事及び常務理事は、第1項の規定にかかわらず建設業に関して経験又は学識のある者の中から理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠員のときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。
- 4 専務理事及び常務理事は、会長、副会長を補佐し、日常の会務を処理する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、就任の時から2事業年度経過後に開かれる定時総会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の役員残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、専務理事及び常務理事任期は定めないものとする。

(役員報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。但し、専務理事及び常務理事は有給とする。

(評議員)

第16条 本会に評議員をおく。

- 2 評議員は、別に定める評議員選出地区表に掲げる地区毎にその地区内所在の会員（以下地区所属会員という）が、当該地区所属正会員である法人の役職員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、理事及び監事を兼ねることができない。
- 4 評議員は、評議員会を組織し、第22条第3項に定める事項を審議する。
- 5 評議員任期は、第14条第1項、第2項の規定を準用する。

(役員、評議員の解任)

第17条 役員及び評議員が、その地位にふさわしくない行為を行ったときは、総会の議決により解任することができる。

2 専務理事及び常務理事の解嘱は、理事会の承認を得て、会長がこれを行うことができる。

(相談役、顧問)

第18条 本会に、相談役、顧問を若干名おくことができる。

2 相談役、顧問は、建設業界の発展に永年尽力し、功労のあった者の中から、会長の推せんにより、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

3 相談役、顧問は、本会の業務に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。

(参 与)

第19条 本会に、参与を若干名おくことができる。

2 参与は、正会員である法人の役職員の中から、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

3 参与は、会長の要請により、本会の業務に関する事項について審議する。

4 参与の任期は、第14条第1項、第2項の規定を準用する。

第4章 会 議

(種 別)

第20条 会議は、総会、理事会及び評議員会とし、総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権 能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 役員を選任、解任及び評議員の解任
- (5) 会員の除名
- (6) 入会金及び会費の基準の決定並びに変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他本会の運営に関する重要事項

- 2 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会において決定された会務の執行
 - (2) 総会の権限に属さない会務の執行
 - (3) 総会及び評議員会に付議する事項
 - (4) その他会長が必要と認めた事項

- 3 評議員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会において委任された事項
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) その他会長が必要と認めた事項

(招 集)

第23条 定期総会は毎年5月に、臨時総会は次の各号の1に該当する場合、1か月以内に会長がこれを招集する。

- (1) 理事会又は評議員会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の3分の1以上又は監事から、会議の目的たる事項を示して要請があったとき。
- 2 理事会は、定時に開催するほか、会長が必要と認めたとき会長がこれを招集する。
 - 3 評議員会は、会長が必要と認めたとき、会長がこれを招集する。
 - 4 会議を招集するには、各会議の構成員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開催の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 評議員会の議長は、評議員の選任後第1回目の評議員会において、評議員の互選によってこれを定める。その任期は、評議員としての任期終了の時までとする。

(定足数)

第25条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権の行使)

第27条 総会若しくは評議員会に出席できない構成員は、他の出席構成員に委任して、その議決権を行使することができる。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め会長の承認を得て他の者に出席を委任してその議決権を行使することができる。
- 3 前各項の場合において前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 総会にあつては、現在会員数及び出席会員数（委任状出席者を含む）
 - (3) 理事会にあつては、現在理事数及び出席理事の氏名（委任状出席者を含む）
 - (4) 評議員会にあつては、現在評議員数及び出席評議員の氏名（委任状出席者を含む）
 - (5) 議決事項
 - (6) 議事の経過及び発言者の発言要旨
 - (7) 議事録署名人選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席構成員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 委 員 会

(委員会の設置等)

第29条 会長の諮問に応え、専門事項を調査、研究及び審議するため、委員会をおくことができる。

- 2 委員会の設置、組織運営に関する事項は、別にこれを定める。

第6章 事 務 局

(事務局)

第30条 本会の事務を処理するために事務局をおく。

- 2 事務局に事務局長及び職員若干名をおく。
- 3 事務局の組織及び運営の重要な事項については、理事会でこれを定める。
- 4 事務局長及び職員の任免は、会長が行なう。但し、事務局長の任免については、理事会の同意を得なければならない。

第7章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、理事会の決議に基づいて会長が管理する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算の承認)

第34条 会長は、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会並びに評議員会の議決を経たうえ、総会に提出して承認を得なければならない。

(事業報告及び決算の承認)

第35条 会長は、事業年度終了後遅滞なく事業報告書及び決算書類を作成し、理事会並びに評議員会の議決を経て監事の監査を受け総会に提出し、承認を得なければならない。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散、残余財産の処分)

第38条 本会は、民法第68条第1項第2号乃至第4号及び第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づき解散する場合は、出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て大阪府知事の許可を得、類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

第39条 この定款の施行に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(別 表)

評 議 員 選 出 地 区 表

地 区	所 属 地 区
第 1 地区	大阪市 中央区
第 2 地区	〃 都島区、旭区、城東区、東成区、鶴見区
第 3 地区	〃 北区
第 4 地区	〃 東淀川区、淀川区
第 5 地区	〃 西区、港区
第 6 地区	〃 福島区、此花区、西淀川区
第 7 地区	〃 大正区、浪速区、西成区
第 8 地区	〃 住吉区、東住吉区、住之江区、平野区
第 9 地区	〃 阿倍野区、天王寺区、生野区
第 10 地区	池田市、豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市 能勢町、豊能町、島本町
第 11 地区	守口市、門真市、枚方市、東大阪市、八尾市、富田林市、 寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市 藤井寺市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、太子町、河南町 千早赤阪村
第 12 地区	堺市、岸和田市、貝塚市、泉大津市、泉佐野市、和泉市、 高石市、泉南市、阪南町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

1. 2以上の地区に営業所を有する会員の所属地区は、当該会員が本店・支店等主たる営業所を置く地区とする。
2. 評議員の員数は、地区所属会員の員数20名、またはその端数毎に1名（地区所属会員の員数が20名に足らぬ地区についても1名）を原則とする。